

令和7年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業 「沖縄観光ブランド戦略推進事業」 企画提案仕様書

1 業務名

令和7年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業「沖縄観光ブランド戦略推進事業」委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務目的

本事業は、沖縄観光ブランド「Be. Okinawa」のコンセプト「美しい自然とあたたかい人たちに囲まれて、本来の自分を取り戻せる島」に基づき、沖縄の自然、歴史、文化、ライフスタイル等の沖縄のソフトパワーや本質的価値への共感を通じ、国内外の観光地の中で沖縄の独自性と特別感を発揮し、選ばれる国際観光地となるための国内・海外観光ブランディングを目的とする。

長年培われてきた海、島の風景や時間、健康長寿等の既存イメージに加え、沖縄固有の自然、琉球王朝時代に由来する伝統的・歴史的価値、現代的な取組み等を掛け合わせ、国内外の旅行トレンドを刺激する映像やグラフィックを制作し、様々な情報媒体で発信することで、各市場での沖縄の露出を増やし、認知度向上と来訪意欲拡大を図る。

国内では、高い認知度を背景に沖縄来訪経験者が多い一方、国内人口減少下でも安定した旅行需要を確保するため、沖縄に価値や愛着を感じて再訪するリピーター観光客の増加を目指す。海外では、沖縄の認知が浸透途上の欧米豪等をターゲットに観光ブランディングを進め、当該地域からの観光客が韓国、香港、台湾、日本本土を訪れる際、沖縄を周遊先として検討できるような魅力的なブランドイメージを浸透させる。

4 対象市場及びターゲット層

（1）国内市場

沖縄観光の価値を理解・共感し国内他地域よりも沖縄を選好する可能性がある、好奇心旺盛で本格志向、かつ同行者満足を求める潜在的リピーター観光客層

（2）海外市場

新規開拓市場（※）におけるプレミアムFIT（Frequent Individual Traveler）以上のハイエンド層

※ 欧米豪地域のうち、以下の国々を主なターゲットとする。

イギリス、フランス、ドイツ等西欧諸国

アメリカ、カナダ等北米諸国

オーストラリア

5 業務内容

(1) 国内及び海外向け共通テーマ

今年度のテーマとして以下の2つを設定する。当該テーマに基づき、国内及び海外に向けて観光ブランディングを実施する。

【テーマ1】 離島地域を軸とした沖縄観光ブランディング

以下3つの諸島のうち、少なくとも宮古諸島及び八重山諸島の2地域を取り上げる。慶良間諸島は予算やスケジュール案に応じ、追加提案可能地域とする。

- 宮古諸島（宮古島は必須）
- 八重山諸島（石垣島及び西表島は必須）
- 慶良間諸島

【テーマ2】 「冬の沖縄」（12月～2月）の観光ブランディング

各テーマに基づく方針と制作物について以下に詳述する。

① 離島を軸とした沖縄観光ブランディング

ア 背景

昨今、宮古島及び石垣島に、韓国、香港、台湾から国際航空定期便が就航し、離島地域への海外観光客のアクセスが向上している。韓国、香港、台湾地域では離島観光プロモーションを推進してきたところであるが、各地の国際空港を通じて経由可能な新規開拓市場に対しては、離島を軸とした沖縄観光ブランディングを実施し、認知度向上に取り組む。

一方、海外観光客の増加に伴い、各離島地域の特定の観光スポットへの国内外の観光客の集中しないよう取り組むとともに、各地域の自然環境や生活文化等の魅力を発信しつつ、国内外の観光客の訪問分散化やマナー意識啓発を図る必要がある。

イ 制作物

以下の映像及びグラフィックを制作する。以下は必要最低限数であり、予算に応じて種類・数量を追加可能であれば提案を行うこと。

- 国内向け
長編映像1本（1分30秒～3分）、短編映像1本（30秒）、グラフィック1種類
- 海外向け

長編映像 1 本（1 分 30 秒～3 分）、短編映像 1 本（30 秒）、グラフィック 1 種類

※ 国内外で同素材を使用可。ただし、視聴者に適した編集を行い、単純な字幕付け替えは不可。詳細は委託先事業者と協議の上、確定する。

ウ 留意事項

- a 沖縄県及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という）が実施する離島観光プロモーションと重複のないよう、関連ウェブサイトや SNS 内容を確認する。

【沖縄しまさんぽ】 <https://ritohaku.okinawastory.jp/>

- b 前掲の離島地域を軸とするが、沖縄本島を含む場合は本島露出割合を 3 割以内とし、各地域への観光客の分散化に配慮する。

② 「冬の沖縄」（12 月～2 月）観光ブランディング

ア 背景

年間を通じた観光平準化を目指し、夏季を中心にコンテンツの取材、撮影を行ってきたこれまでのブランディングを補完しつつ変化を取り入れるべく、冬季の沖縄の魅力を発掘し訴求・浸透を図る。

イ 制作物

以下の映像及びグラフィックを制作する。以下は必要最低限数であり、予算に応じて種類・数量を追加可能であれば提案を行うこと。

● 国内向け

長編映像 1 本（1 分 30 秒～3 分）、短編映像 1 本（30 秒）、グラフィック 1 種類

● 海外向け

長編映像 1 本（1 分 30 秒～3 分）、短編映像 1 本（30 秒）、グラフィック 1 種類

※ 国内外で同素材を使用可。ただし、視聴者に適した編集を行い、単純な字幕付け替えは不可。詳細は委託先事業者と協議の上、確定する。

ウ 留意事項

- a 「冬の沖縄」のトピック例として以下を想定している。離島に限定せず、本島のコンテンツも可とする。

- 沖縄で見られる日本一早い「桜」
- 離島地域における「海洋生態系」の魅力（「ホエールウォッチング」等）
- 沖縄の「冬の星空」

離島に限定せず、沖縄本島のコンテンツを取り上げて差し支えない。ただし、「（1）離島を軸とした沖縄観光ブランディング」とつながりのあるトピックであれば、なおよい。

- b a について予算、スケジュール、技術的に撮影困難な場合は代替案を提案すること。その場合、12 月～2 月に適した内容を検討すること。

③ 業務実施に当たっての基本方針

- ア 対象市場の観光客のニーズやトレンドを分析し、沖縄来訪意欲を喚起する制作物とする。
- イ 過年度のブランディングと一貫性を保ちつつ、再発信とならない内容にする。
- ウ おきなわブランド戦略のブランドコンセプト「からだ充ちる、こころ躍る」と整合性のあるブランディングを展開する。

【おきなわブランド戦略】 <https://okinawa-brand.jp/>

- エ 制作する映像・グラフィックについては、契約書案第 26 条に基づき、沖縄県に著作権その他の知的財産権等及び所有権が帰属するものとし、受託者は受託者又は第三者が著作権者人格権を行使しないよう必要な措置をとる。原則として沖縄県が無期限で使用できるものを制作することとし、制作物に利用期限が設定されないようにする。やむを得ず期限を設ける場合は、理由と一定の制約を設けてもそれを上回る効果があることを説明・提案すること。沖縄県の管理下で、沖縄県が利用を認める機関等が制作物を利用できるよう権利関係を整理する。

(2) ウェブ及び SNS を活用したブランドイメージの発信・浸透

① 以下を活用し、ブランドイメージを効果的に発信する。

【公式ウェブサイト】

国内 <https://beokinawa.jp/jp/>

海外 <https://beokinawa.jp/>

【公式 YouTube】

国内 <https://www.youtube.com/@BeOkinawa-JP>

海外 https://www.youtube.com/@Be.Okinawa_Official

【公式 Instagram】

国内 https://www.instagram.com/be.okinawa_official/

海外 https://www.instagram.com/be.okinawa_official_global

【公式 Facebook】

国内 <https://www.facebook.com/people/BeOkinawa/100089084478287/>

② 上記各種媒体を活用した映像再生回数目標値について、以下のとおりとする。

国内 100 万回以上

海外 150 万回以上

③ 上記のうち、公式ウェブサイト（海外）について、GDPR（EU 一般データ保護規則）の導入・運用が未対応のため、必要な対応を行う。

- ④ その他利用可能な媒体があれば、選定理由とともに提案する。
- (3) その他、対象市場に向けたブランドイメージの効果的な発信・浸透
- ① 効果的な発信・浸透方法等があれば具体的に提案すること。
 - ② 今年度事業内ではポスター印刷を予定していないが、将来必要となる際に随時印刷ができるようグラフィックデータを制作する。
- (4) ブランド認知度調査及び事業効果測定
- ① (1)から(3)の取組に関し、ブランド認知度調査及び効果測定を行い、課題を抽出する。次年度以降の取組につなげられる内容があれば提案すること。
 - ② (1)①及び②の各テーマに関し、制作物の完成時期を見つつ認知度調査及び効果測定をテーマごとに実施、まとめて一度に実施、いずれでも差し支えない。各テーマで実施する場合、①の認知度調査及び効果測定の実施を充実させ、②については履行期間内で実施可能な内容で行うこととする。
 - ③ 令和6年度に実施した認知度調査や効果測定と連動させ、経年比較可能な形で実施する。
 - ④ 海外調査対象国・地域は、令和6年度に実施したアメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア、シンガポールを想定しているが、予算やスケジュールを踏まえ、3〜4か国への対象の絞り込みについても検討可能である。提案を踏まえながら、事業開始後に協議の上、決定する。
 - ⑤ 調査データは成果物として沖縄県に納品する。

6 成果物

本事業の成果物として、以下を沖縄県に納品すること。

- (1) 「5 業務内容」に係る全ての制作物
- (2) 事業報告書（電子データ一式）
- (3) 事業報告書概要版（電子データ一式）
 - ※ 可能な限り、(2)の50%以内のページ数にすること
- (4) その他沖縄県が提出を指示するもの

7 業務の再委託

- (1) 再委託の定義

本業務委託仕様書で定める再委託については、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部または一部について、第三者（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいう。

(2) 第三者への委任又は請負の範囲

- ① 本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は、以下のとおりとする。

ア ブランド映像の制作・編集
イ ウェブサイト又は SNS の運営管理及び発信
ウ 各種メディア連携ブランディング
エ 旅行会社又は航空会社連携ブランディング
オ 事業実施計画書で事前に具体的に定める業務
カ その他、簡易な業務

- ② 「5 業務内容」の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本委託業務を遂行する上で必要な直接経費で第三者において企画判断や管理運営等を伴わない経費は、需用費、役務費、使用料／賃借料等の中で適切に整理及び管理を行うこと。

【需用費、役務費、使用料／賃借料の例】

受託者の企画判断及び管理運営のもとで発注、又は実施する以下の業務。

ア イベントブースの設営
イ 資料、物品等の海外発送業務
ウ 記事広告の編集及び出稿業務
エ 映像編集業務
オ デザイン業務
カ テレビ CM や番組枠等の広告枠の購入
キ ウェブサイト及び SNS のシステム構築
ク その他、業務の内容及び履行上、沖縄県が非再委託と判断した業務

(3) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(4) 契約の主たる部分の再委託の禁止

委託業務の成果に密接に関わる業務など、受託者が履行する必要がある次の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

【契約の主たる部分】

(ア) 契約金額の 50 %を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統轄的かつ根幹的な業務

ただし、業務の履行上、これにより難い特別な事情がある場合は、予め沖縄県と協議の上認めた場合に限り、これと異なる取扱いをすることがある。

(5) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

(6) 再委託の申請及び承認

業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、以下の手続きにより再委託開始予定日の 10 日前までに、「再委託承認申請書」を沖縄県観光振興課に提出し、事前に沖縄県から再委託の承認を受けるものとする（様式については、業務委託契約前の協議時に提示する）。

ただし、以下に該当する場合は、業務の管理運営上、再委託の申請及び承認の手続きを省略できるものとする。

- ① 業務委託契約書案第 2 条に定める、受託者が作成する実施計画書において、再委託先の選定方法、再委託の内容、概算額等の内容が明記された業務で、実施計画の一部として沖縄県が承認したもの。
- ② 契約（請負）額が 100 万円未満で、再委託先において企画判断や管理運営等を伴わない業務
- ③ その他、金額にかかわらず、以下の簡易と認められる業務
 - ア 資料の収集、整理
 - イ 複写、印刷、製本
 - ウ 原稿、データの入力及び集計
 - エ その他、沖縄県と協議を行った上で認める簡易な業務

(7) 再委託先との追加契約

企画競争等の所定の手続きを経て契約した再委託先との追加契約は、原則として認めない。ただし、再委託先との契約後に発生した、事前に予期できなかった事由、天災等による不可抗力、緊急性のある対応については、沖縄県と速やかに協議を行い承認した場合に限り、追加契約を認めるものとする。

8 一般管理費

- (1) 一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。
- (2) 一般管理費は、次の計算式により算定すること。

【一般管理費の算定方法】

(人件費＋事業費－再委託費(※)) × 10/100 以内 (小数点以下切捨て)

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同事業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

[請負契約の例]

機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

9 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は企画提案のために設定したものであり、事業執行のための業務委託仕様書は、業務委託契約前の協議において沖縄県から委託候補者に提示する。
- (2) 委託候補者選定後、企画提案内容を基本としつつ、予算や諸事情を勘案しながら、沖縄県との協議により実施内容を決定する。企画提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) 本事業は国庫補助を活用して実施するものであり、受託者は、会計管理にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に業務及び会計処理を行うこと。
- (4) この他、本仕様書に記載又は定めない事項については、沖縄県観光振興課との協議により決定又は実施するものとする。

以上